特定不妊治療費助成フローチャート（福岡市特定治療支援事業）

令和４年６月　こども未来局こども健全育成課

◎ 令和４年度の助成制度《経過措置》　～年度をまたぐ治療（保険外診療）分～

助成対象者

【Q１】今回申請に係る治療開始日から申請日に至るまで，法律上または事実上の夫婦である
- はい → 【Q２】
- いいえ → **助成対象外**

【Q２】申請日（受理日）現在，夫婦のいずれかが福岡市内に住所（住民票）を有する
- はい → 【Q３】
- いいえ → **助成対象外**

【Q３】特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか，または極めて少ないと医師に診断された
- はい → 【Q４】
- いいえ → **助成対象外**

【Q４】指定医療機関（市内または市外）で特定不妊治療を受けた（※１）
- はい → 【Q５】
- いいえ → **助成対象外**

※１）第三者の精子提供や代理母等は対象外

【Q５】今回申請に係る治療開始（通例：採卵のための薬品投与）日における妻の年齢

注）**「受診等証明書に記載された治療期間の初日」における妻の年齢**で判定を行います。
医療機関に治療開始日を確認のうえ、年齢要件を満たすか、必ずご自身でご確認ください。

- ４２歳以下 → 【Q６】
- ４３歳（Q5-2該当者のみ） → 【Q５-２】
- ４４歳以上 → **助成対象外**

【Q５-２（コロナ特例）】令和２年３月３１日現在の妻の年齢が４２歳（昭和５２年４月１日～昭和５３年３月３１日生まれ）であり，令和２年度に新型コロナ感染防止のため治療を延期した（※２）
- はい → 【Q６】
- いいえ → **助成対象外**

※２）令和２・３年度の治療開始分が対象

【Q６】今回申請に係る治療期間が「年度をまたぐ（令和４年３月３１日以前に治療開始し、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に治療終了した）」

注）**「受診等証明書に記載された治療期間」**にて判定を行います。
治療期間（年度をまたぐ治療となるか）については、医療機関にご確認ください。
注）治療内容C（凍結胚の移植）については、R4.3.31以前に作れらた受精胚（受診等証明書に記載が必要）の移植であれば、R4.4.1以降に実施したものも対象となります。ただし、この際の治療開始（年齢要件の判定）は、移植に係る薬品投与の開始時となります。
- はい → **助成対象**
- いいえ → **助成対象外**

助成回数

「１回」のみ。ただし、これまでの助成回数を含めて、上限回数（下記）を超える場合は対象外

《上限回数》　詳細は「令和３年度までの助成制度フローチャート」参照
（１子ごとに）初めて助成を受けた際の治療開始日の妻の年齢により
- ３９歳以下の場合　：（１子ごとに）上限６回
- ４０歳以上４２歳以下の場合：（１子ごとに）上限３回

注）他自治体での助成回数も含めて通算します。

助成金額

治療内容（※３）：A・B・D・E・男性不妊の場合⇒　１回の治療につき上限３０万円
治療内容（※３）：C・Fの場合　⇒　１回の治療につき上限１０万円
ただし，いずれの治療においても対象治療費が上限に満たない場合は，対象治療費が上限
※３）本市HP《特定不妊治療費助成→２助成内容》に掲載の「助成対象範囲」参照

注）保険外診療（10割負担）の治療費が助成対象です。

期限

【申請期限】令和５年３月３１日（金）
注）令和５年１月～３月に終了した治療も令和５年３月末が〆切となります。